

令和2年度答申第14号  
令和2年6月11日

諮問番号 令和2年度諮問第7号（令和2年5月26日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年11月15日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、同日から平成31年3月14日までを受講期間とする「B科」（以下「本件訓練」という。）であった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、平成30年12月25日の1時限目に遅刻し、5時限目及び6時限目を欠席した。また、平成31年1月8日の1時限目に遅刻した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年1月24日付け））

- (3) 審査請求人は、平成30年12月15日から平成31年1月14日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、同月24日、処分庁に対し、本件申請を行ったところ、処分庁は、同日、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年1月24日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、平成31年4月23日、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和2年5月26日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

平成30年12月25日の体調不良による遅刻及び早退について、証明がないことから「やむを得ない理由」として認められなかったため、また、平成31年1月8日のインターネットでの求人応募の手続による遅刻について、「やむを得ない理由」として認められなかったため、本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。
- 2 認定職業訓練等に欠席がある場合、当該欠席が「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断は、それが「やむを得ない理由」であることを証明する書類により行うとされ（求職者支援要領11035ニ）、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明は、医師その他診療を担当した者若しくは担当医療機関関係者の証明書、医療機関若しくは調剤薬局の領収書又は処方箋のいずれか一点により行うとされている（求職者支援要領10042ト（イ））。
- 3 審査請求人は、平成30年12月25日の本件訓練について、体調不良により1時限目に遅刻、5時限目及び6時限目を欠席しており、全ての訓練時間には出席していない。「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断に当たっては、上記2の証明書類が必要になる旨を処分庁から繰り返し説明してきたにもかかわらず、審査請求人からは提出されていない。

- 4 また、審査請求人は、平成31年1月8日の本件訓練について、インターネットによる求人応募の手續に時間を要したことにより1時限目に遅刻しており、全ての訓練時間に出席していない。求職者支援要領10042へに示されているとおり、「求人者との面接」は「やむを得ない理由」と認められるが、上記遅刻が「求人者との面接」と同等であると判断するに当たっての証明が審査請求人から行われていない。
- 5 認定職業訓練等を欠席する場合、「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断は自分でせずに事前に相談するよう、処分庁は複数回にわたって指示している。
- 6 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定を行ったものであり、これは法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

本件では、審査請求人は、平成30年12月25日に実施された訓練について、1時限目に遅刻、5時限目及び6時限目を欠席し、平成31年1月8日に

実施された訓練について、1時限目に遅刻しており、これらの欠席ないし遅刻が「やむを得ない理由」による欠席に当たるかどうか問題となっている。

上記「やむを得ない理由」とは、社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられる事由が存在することと解され、厚生労働省は、上記「やむを得ない理由」につき、通達により求職者支援要領を定めており、同要領は「やむを得ない理由」に当たるものを列挙しているところ、これらは社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられるものを例示したものと考えられる。

審査請求人が平成30年12月25日の訓練に遅刻及び欠席をしたのは、審査請求人の主張によれば、体調不良によるものとのことであるが、およそあらゆる体調不良が本人の申立てのみをもって「やむを得ない理由」となるものではない。

上記要領に「やむを得ない理由」として掲げられた「当該特定求職者本人の疾病又は負傷」は、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病又は負傷であると解され、上記要領はかかる疾病又は負傷であることを確認するために医師の証明書等の証明書類の提出を特定求職者に求めているのであって、審査請求人の申し立てる体調不良が医師の証明書等によって確認されていないから、「やむを得ない理由」に当たる疾病と認めることはできない。

また、審査請求人が平成31年1月8日の訓練に遅刻したのは、審査請求人の主張によれば、インターネットによる求人応募の手続のためとのことであるが、求人者との面接等が上記要領に掲げられているのは、訓練プログラムを開始から終了まで全て受講すると面接等を受けられなくなるような場合には、面接等を優先する趣旨と解される。インターネットによる求職活動を、訓練開始に遅刻するような時間帯に行わなければならないとは通常考え難く、審査請求人の主張をもって「やむを得ない理由」に当たると認めることはできない。

### 3 付言

本件不支給決定通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、本件支給単位期間

中には「やむを得ない理由」によるものと認めた欠席もあるのであるから、どの日の欠席をいかなる理由で「やむを得ない理由」による欠席としなかったのかを示すべきである。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史